

第五十一回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第七号

昭和四十一年三月十日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 原 茂君

理事 菅野和太郎君

理事 前田 正男君

理事 岡 良一君

理事 大泉 寛三君

理事 野呂 恭一君

理事 山内 広君

出席國務大臣

國務大臣 上原 正吉君

出席政府委員

總理府事務官
(土地調整委員
会事務局長) 大山 隆君

科学技術政務次
官 田川 誠一君

總理府事務官
(科学技術庁長
官官房長) 小林 貞雄君

總理府技官
(科学技術庁原
子力局長) 村田 浩君

委員外の出席者

通商産業技官
(公益事業局技
術長) 藤波 恒雄君

参考人
(原子燃料公社
理事長) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

参考人
(原子燃料公社
理事) 今井 美材君

○原委員長 これより会議を開きます。
まず最初に、参考人出席要求に関する件につ
ておはかりいたします。

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正す
る法律案審査のため、本日原子燃料公社理事長今
井美材君を参考人として意見を聴取いたしました
存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○原委員長 御異議なしと認めます。よって、さ
よう決定いたしました。

○原委員長 この際、今井参考人に一言ごあいさ
つを申し上げます。

本日は御多用のところ本委員会に御出席くださ
いまして、ありがとうございます。どうか忌憚の
ない御意見を述べくださいますようお願い申し
上げます。

委員各位に申し上げます。参考人からの意見聴
取は質疑応答の形式で行ないますので、さよう御
了承願います。

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正す
る法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますのでこれを許します。田
中武夫君

○田中(武)委員 核原料物質開発促進臨時措置法
の一部を改正する法律案について御質問いたしま
す。

法律の名前が長いので、これから本法と申しま
す。本法の改正案の内容は三点であります。一点
は、期限立法の期限が来たので延長するといふこ
と、もう一つは、罰則の点において若干の字句の
修正、それから地下資源開発審議会を鉱業審議会
と直す、こういう三点であります。まず最初に、

かりにこの法律が失効した場合はどういふことに
なりますか。

○上原國務大臣 これが失効いたしますと、探鉱
がたいへんやりにくくなる。特例がなくなりま
すから、どこへでも立ち入り検査をやつて探鉱す
るというふうな特権が原子燃料公社側になくなりま
すので、たいへんに探鉱がやりにくくなる、こ
ういふことでございます。

○田中(武)委員 かりにこの法律が失効した場合
は、原法の鉱業法に戻つて行なうわけですね。

○村田政府委員 そのとおりであります。

○田中(武)委員 そこで、本法は鉱業法の特別法
といひますか特例法であります。ことに鉱業法よ
り強い立ち入りとか取用とか使用とか、こ
ういふ規定がしてあるわけですね。逐次その点につ
いてお伺いをしたいと思ふのですが、その前
に若干基本的なことをお伺いいたします。

この法律を十年延ばしますと、すなわち昭和五
十一年、十年後の電力の需給関係をどのように考
えておられるか、これはひとつ藤波君にお伺い
いたします。

○藤波説明員 ただいまの御質問は、いま資料を
調べましてお答え申し上げます。

○田中(武)委員 実は、その電力全体の需給の見
通し、そのうち火力が幾ら占め、水力が幾ら占
め、原子力が幾ら占めるであらうかといふこと
をまず答えてもらわないと、ちょっと次へいき
かねるのですが。

○藤波説明員 昭和五十年あるいは六十年ころの
将来の電力需給の見通しにつきましては、ただいま
エネルギー調査会におきまして、せつかく関係
エネルギー源、すなわち石炭、重油等の見通しと
も関連いたしまして現在検討を進めつつある段階
でございますが、この中間的資料に基づきまして
おおよそのところを申し上げますと、昭和

五十年におきまして水力が約八百二十億キロワッ
トアワリ程度、全体の約二二%程度を占める。それ
から火力が約二千七百七十億キロワットアワリ、
七〇%のウエイトを占める。原子力につきまして
は、いろいろの前提条件によりましていろいろ考
え方が変わってくるわけでございますが、現在の
ところ、電力会社等のいろいろな計画あるいは国
内の準備体制等から見まして、一応五百万キロ
ワット程度のものを五十年度末に建設するといふ
ことをおおよそ目標に置いておりますので、それ
を前提にいたしますと約三百億キロワットアワリ
ということになります。総計いたしました五十年度約三
千九百億キロワットアワリ、こゝろいふぐあいに想
定いたしております。

○田中(武)委員 燃料公社に何伺いたしましたが、
わが国における原子力発電の開発規模と核燃料需
給との関係という一月二十八日出された資料が
ここにありますが、これには、いろいろの場合を
考へて四つばかりの例があつていますね。いま
通産省の公益事業局のほうであげました、まあ十
年先というか、五十年に原子力発電が全体の約
八%、そして三百億キロワットアワリということ
に対して燃料公社の見通しはどうなんですか。

○今井参考人 ただいまのお尋ねの件で燃料公社
がお答え申し上げる問題は、いまのような規模の
原子力発電が実施されたとしたら燃料はどうする
のだ、燃料資源の問題はどうあるのかというお尋
ねかと思ひますのでお答えいたします。

いまの発電規模に見合う燃料の所要量を計算す
ることはさきさきの仮定が必要でございますので、
なかなか一元的にきめることは困難でございます。
いまの御指摘の資料の中に盛られております数
字は、原子力産業会議の中にあります。一専門部
会におきまして専門家が検討をなさいます道程に

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第八八号)

おきまして、燃料使用量等も同時に検討いたしておくべきだという観点でそのような作業をいたしました。その資料はその際に内部で検討されました非公式なデータでございますけれども、散逸させるのはつらいこととございますので、皆さまのお手にお届けいたしました。

さて、その数字は、私にたいして正確には記憶いたしません、大体軽水炉ばかりが目標で建設をされますと、かなりな——かなりと申しますより想像以上に大きな燃料消費量になるわけでありまして、ところでこれを節約するにはどうするかというところになります。

○田中(武)委員 いやいや、長いこと要らないんだ。どのくらいのウラン鉱があれば十年後の需要にこたえるだけの燃料を出すか、それは炉によって違うだろうがね。

○今井参考人 非常に大きな軽水炉を主体にして考えますと、天然ウランのD₂Oに換算いたしまして、昭和六十年ごろには……。

○田中(武)委員 ほくが言っているのは五十年、この法律は十年延ばすんだからその時点のことを聞いているんだ。——それじゃちょっと待ってください。委員長、質問の順序を変えましょう。

上原長官、十年後の電力に占める原子力発電は、いま公益事業局の試算によつて大体三百億キロワットアワーで全体の八分、その場合に、燃料公社の資料によると、軽水炉だけでやる場合、軽水炉と高速炉でやる場合、あるいは軽水重水高速炉でやる場合、あるいは軽水炉と高速炉とを組み合わせてやる場合といったようなことが予想されておるのです。また昭和五十一年、この法律の延長の期間である五十一年、そのころには一体中心は軽水炉なのか、今後高速炉をもつと開発していつてそれが中心になるのか、そういう見通し、それからまず言つていただきます。そしてそれに見合う燃料の供給ができるかどうか、そういうことのほうが質問の順序としていいように思いますので、まず十年後の原子発電における炉はどういうものであろうか、どういふものを中心であらうか、こ

ういふことについて科学技術庁なり原子力委員会ではどう考えておられますか。これは原子力委員会はききよいませんが、あなたも原子力委員会の委員長ですからね。

○上原国務大臣 現在開発されて実施されようとしておりますたとは、東海、それから三重県等に設置されます軽水炉と申しますか、あれが十年間を中心になつていくのだらうと、いまのところは想像いたしております。

○田中(武)委員 じゃ、その場合は炉は何か中心ですか。

○上原国務大臣 何と申しますか、在来炉、実証炉と申しますか……。

○田中(武)委員 いままでどの炉ですね。

○上原国務大臣 そういふことです。

○田中(武)委員 お聞きのとおり、いままでの炉だそうですが、いままでの炉でやるならば、燃料はどういふことになりますか。

○今井参考人 ただいまのお尋ねの時期におきまして必要なウランの量というものを計算いたしますと、ウラン鉱D₂Oに換算いたしまして、鉱量D₂O年間約千八百トンくらいと考へております。ウラン鉱とおっしゃつていただけてけっこうです。

○田中(武)委員 ウラン鉱に換算して千八百トンですね。

この提案説明によると、この法律を十年延長して、そうして積極的に開発を行なうならば、「約二万トンのウラン鉱が把握できる」といふふうな提案説明で大臣は言つておられる。「なお十年間を要する見込みでありまして、これらの活動によつて約二万トンのウラン鉱量が把握できる見込みであります。」この二万トンというのは、いま言つておられる千八百トンとだいぶ開きがありますが、そういたしますと、この法律を延長することによつて、もちろん発電以外にも使つたらうと思ひますが、いわゆる核兵器だとか、そういうことを考えなかつたら——考へてはならぬわけですが、それじゃ十分にウランは確保できる、こういふことです。

○村田政府委員 ただいま燃料公社の理事長からお答えありました千八百トンと申しますのは、十年後の約五百キロワットという発電が、大臣の申されました在来炉、この場合、主として、いまの見通しでは軽水炉が中心になるかと思ひますが、この在来炉を使ひまして行ないましたときの年間所要量のおおよその推定であります。しかし、原子力発電所をつくりましたならば、当然それを継続して毎年稼動することとさせていただきますので、この程度の規模のものでございまして、年間千八百トンでございまして、約十年余りの所要量に当たる。しかしながら、原子炉というのは一たんつくりますと少なくとも二十年、まあ私も三十年くらいは寿命はあるのじゃないかと思つておりますが、その耐用年数全体にわたつて見ますと、二万トンというのは決して多くない、こういふふうに考へております。

○田中(武)委員 多いとか少ないといふことしやなしに、二万トンというのは、十年後に、ずっと探鉱した場合にはつかめる数量なのですね。年産二万トンが掘れるというわけじゃないのですか。

○村田政府委員 そのとおりでございます。わが国の国土内に事業的に探掘可能と考へられる天然ウランの量が約二万トンくらい、このくらい確保できるだろう、こういふこととございまして、これを掘り出して使ひるのは、そのときの探掘状況によつて違つてまいります。

○田中(武)委員 私が結局聞こうとしてゐることは、これを十年延長することによつて、その時点において二万トンは把握できる。それでそのときの電力の状況から見て十分なのかどうかということ。

それからもう一つは、電力業界といふか、原子産業界あたりでは、ちやうど石油が北スマトラとかアラビアのように外地で開発しておる、あるいは金属鉱産物にしても海外開発会社といふものをつくつてやつておる、そのように、いまのうちに、この形態は現在の燃料公社でやるかあるいは別個なものでやるかは別といたしまして、海外

開発をやつてもらわなくちゃ困るといふんですか、それが必要であるという意見を聞いているのですが、その必要性についてどうか、こういふことであります。

○村田政府委員 御指摘のとおり、かりに十年後に一応二万トン把握できたとしても、わが国の従来の原子力発電計画からいたしまして決して十分でない、むしろ継続的に発展させるためには足らないと申してもいいかと思ひます。ですから、その場合に備へまして供給源の多様化、そういうことは当然考へなくちゃならないわけでございますが、核燃料物質、ウラン鉱等につきましては、各国ともいろいろ国内的に鉱量あるいは開発度が違つております。それで、どういふ形で海外にありますがウラン資源の供給を確保するかというところは、具体的にいろいろと調査いたしまして、その内容に応じた対策が必要かと思つております。原子燃料公社は当面この措置法の延長によりまして、国内における探鉱を促進したいと考へておるわけでありまして、もちろん同時にそのような海外における探鉱の可能性といふことについても調査いたし、その調査の結果に沿つた対策を立ててまいる必要があると考へております。

○田中(武)委員 もし海外で開発をやるとするならばどういふところが望ましいといふか、どういふところを考へておるか。実は私、昭和三十六年に南ア共和国に行きましたら、空港におりるなりその土地の新聞記者諸君に、ウランを買いに来たのか、こういう質問を受けたわけなんです。いやそうではない、エネルギー全体の問題で来たのだとは言つたのですが、あくる日の新聞を見ると、やはり貿易ミッシェンとかというふうな書き出しで、ウランを買いに来たといふようなことを書いておつたのです。ところが言つたことと違つたことを書いたのか、言つたことがわからなかつたのかかわかりませんが、とにかくそれから察して、南アあたりでは安いウランを売りたいといふか、開発してもらいたい、こういうふうな気持ちがあるように思ひました。いま南アではいづゆる人種差別の問

題、あるいは英連邦から独立した経過等であつと問題があるような点もありますが、そういうことを言われた経験があります。そういう点から考へて、一体どういふ方面がいいのか。これは輸送等も考えなければならぬ。同時に向こうさんの御都合もあろうと思ひます。たとえば政府機関と申しますか、燃料公社でやるほうを歓迎するの、あるいはそれ以外の方法を歓迎するの、か、向こうさんの都合もあると思ひますが、そういうことについての一応の研究とか調査をしておられるか、いかがですか。

○村田政府委員 世界における現在わかつておりますウラン鉱の生産国は、ただいまお話しございました南ア連邦はじめ……。

○田中(武)委員 連邦じゃない、独立したのですから南ア共和国です。

○村田政府委員 南ア共和国、あるいはアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、こういうところまでござります。これは現在生産国としてわかつておる國々であります。特にお話しございました南アでは、従来からも、わが國につきましてもこのウラン鉱を買わないかということについてのいろいろと非公式な話が原子燃料公社等にも参つております。しかしながら、南アにおきますウランの供給は、私ども承知しておるところでは、原子力委員会の管理下にあるわけでございますが、実際には、かつて金を採取しましたために金鉱でたぐさんのボタ山といひますか、廃鉱の山ができておるわけですが、当時は見捨てて何ら顧みられなかつた鉱滓の中にウラン鉱が微量ですけれども入つておる。たしかパーセントにしまして〇・〇二%とか、そういう非常に低品位ではござります。しかし山を掘つて取り出すといういわゆる探掘費といふものが要らない。それに目の前に積んであるわけですから、それを処理いたしまして多量のウランをイエローケーキの形にしまして、これを輸出しようとしておる、こういうことであります。

そこで、私どもがここで考へておりますような、

どこにあるかわからぬがこの辺が有望地区らしい、そこを調べて、どのくらいの鉱量が地下に眠つてゐるかを把握しようということ、南アはちよつと状況が違ふんじやないかと思つております。すでに現在ありますものをひとつ金にかわつて輸出しよう、輸出産業としてやりたい、こういうふうな意向で考へておるうちに私も了解いたしてあります。

他方、カナダあたりはリオチント鉱山会社という一種の公団みたいなものがありまして、その会社の管理下にある民有の鉱山がたぐさんございまして、これらの民有の鉱山がリオチント鉱山会社との間の契約で長期契約を結んでおるわけですが、毎年幾らというふうな鉱石を納めて製錬はリオチントが一括してやる、こういう形で供給しております。最近、民有の鉱山会社が長期契約が切れてまいりまして、あの契約が續かないというために非常に困つておるようでございます。そういうことから、たとえば最近の事例で申しますと、フランスあたりがそういう鉱山からの長期の供給を受けたいというふうな交渉をカナダ政府といたしておるということでもあります。ただ現在のところ、交渉は主として安全保障措置の問題からかなり難航しておるようでございます。今日まだ結締されたという確證はございませんが、そのような形で、カナダとしましては外国に供給することをも十分考へておるのではなからうかというふうな思つております。

しかしながら、そういう國々とはまた別に、わが國の地位から見ますと、地理的環境から見ますと、東南アジア等が交通上も非常に便利なわけですから、東南アジア諸國等の開発ということが今後行なわれるようなことになりまして、東南アジアとの経済協力という観点からも十分考慮してよい問題であらう、こういうふうな考へられますので、探鉱といひますか、そういう立場からはこういう國々の調査も重視すべきではなからうか、こういうふうな考へております。

東南アジアにつきましては、現在わかつておる

ます範圍では、インドにトリウム鉱であります。ナズ石が多量にござります。それに伴つてウラン鉱もあるようでございます。しかし、その他は主としてパキスタンあるいはタイ、そういう國々には、地層の状況等から見て相当のウラン鉱もあり得るのではなからうか、そういうふうな思つておりますが、現在まだ十分な探査が進んでおりません。したがって、こういう地域の探査といふことが、国際協力という場を通じてできてまいりますならば、わが國もそういうふうな点で大いに協力し、将来の供給源の確保という点にも関連して検討に値する問題ではなからうかと考へております。

○田中(武)委員 それは検討事項、研究事項ということにして次にいきたいと思います。藤波技術長にお伺ひします。

原子力産業会議の開発計画委員会が出しておる電力需給と原子力発電の長期見通しというのがあります。それによると、ちよつと昭和五十年ごろに原子力発電コストは重油専統の発電コストに競合する時代がくる、こういうふうなことを言つておるのですが、十年後の原子発電のコストはどういうふうに見ておられますか。

○藤波説明員 ただいまのお話の原子力産業会議の資料といふのは私も承知いたしております。それらの前提になつておりますコスト試算といふものは、アメリカ等を中心とする諸國の实际情况に基づきまして、主として先ほど来お話の出しております実証と申しますか、すでに大型発電設備としての実証がされつつあるタイプにつきましての実績をもとにいたしまして、それをわが國に導入した場合の想定をいろいろな条件において求めまして得られた想定値でございます。たとえばわが國の自然条件、たとえば地震の問題その他、あるいは地理的条件等によりまして建設費等に加算されるべきファクターとか、あるいは導入に伴うロイアルティーの問題であるとか、あるいは金利その他の諸条件の違いとか、そういうものを加味いたしまして想定された数字でございます。

して、もちろんわが國における実績はないわけでございますので、アンノーンファクターは残るわけでございますけれども、われわれがいたしましては、その資料に載つております想定がほぼ妥当なものではないかと感じております。先ほど申し上げましたエネルギー調査会の原子力産業部会におきまして、この点も含めまして現在審議されつゝある、こういうことであります。

○田中(武)委員 前置きはその程度にして法律の内容に入つていきたいと思ひます。まず、本法第二条で、核原料物質の定義が掲げられております。一方、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、その二条三項に、やはり核原料物質の定義が掲げられておる。それは原子力基本法第三条第三号を援用しておるわけなんです。そこで同じ科学技術庁がおつくりになつた法律、一貫した一つの法律であつて、片や規制法のほうは原子力基本法の三三三三を援用してあり、片や新たに別の定義を掲げておる。ところが、これを突き合わせたときにその範圍が違ひますね。これはどういふことでありますか。

○村田政府委員 原子力基本法第三条第三号に定められております核原料物質は、御案内のとおり「ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるもの」ということになつております。他方、臨時措置法のほうでは、ウラン鉱とトリウム鉱である、こうはつきり規定いたしてござりますので、その規定のしかたの幅から申しますと、基本法の規定よりも臨時措置法のほうが狭くなつております。

○田中(武)委員 狭いのはわかつてゐるんだ。なぜ、同じ科学技術庁が一つの貫した法律としてきめたときに、同じ核原料物質としたいながら、意味の違ひを考へておるのかということですか。

○村田政府委員 基本法のほうは期限に限定のございせんものでございまして、未来永劫というわけではございせんけれども、将来永劫というに、長期に続く基本的な法律でござりますので、

したがいまして、今後の研究開発が進みますに従つて、核原料物質に規定したほうがよろしいものもあり得るかということで、ただいま申しましたような「政令で定めるもの」ということをつけた加えてあるわけでございますが、臨時措置法のはうは、二つの理由でこれを狭めてであると了解しております。

その一つは、これは臨時措置法、つまり時限法でありまして、現行法では十年以内に廃止するものといふことで定めました。したがひまして、制定当時の十年といふ一つの目安からいたしまして、その当時の知識からしますと、ウラン鉱、トリウム鉱といふことで十分目的が達成できるのではないかといふふうに考えられたこと。

第二は、この臨時措置法が、先ほど田中先生からお話がございましたように、鉱業法の特例法でございまして、鉱業権によらない他人の土地へへの立ち入りとか使用とか、事業場の使用とか、あるいは鉱物の採取とか、そういう特別な措置を認められております。国民の権利義務に対してしまして、鉱業法以上の一つの特例を認めておるわけでございますので、その対象となります核原料物質というものの幅はできるだけ狭く限定してはつきりさせておくべきであろう、こういう考えのもとに、あえて基本法よりも幅の狭い定義を下しておるもの。このように考えております。

○田中(武)委員 いや、それだけの理由があつた
と思うのだが、これはあなたと議論するよりか法
制局と議論するのがほんとうだと思ふのですが、
同じ用語、しかも一貫した一つの法律の中にあつ
て、同じ用語で意味が違ふということ、そういう
前例はありますか。もしそうだとするならば――
この法律は原子力基本法を受けて立つものなんで
す。だからむしろ、そうであるなら、原子力基本
法三条三号のうちこれこれというように書くのが
ほんとうじゃないですか、立法技術として。この
点はひとつ法制局と議論せぬといかぬと思ふの
ですが、一貫した一つの法律の中にあつて、同じ
語が法律的に解釈が違ふといひますか、範囲が違

うということに問題がある。しかも、この法律が原子力基本法を受けるものであるならば、原子力基本法三条三号の核原料物質のうちこれのことをいうというのがほんとうの言い方と違うのですか。

○村田政府委員 私、専門でございませんで、法律技術的な解釈のしかたはよくわかりませんが、ただ先生も御指摘のとおり、この臨時措置法は、原子力基本法の導入条でなく、と受けていて国定

されたいものであります。基本法に基づくものであります。基本法をつくりましたときは明確でありまして、基本法を制定して、わが国内における探鉱開発を進めるべきである、こう言う考え方があつたわけであります。そういう明確なる考え方のもとに臨時措置法を制定いたしました。ところが、臨時措置法去りの、東京電力の空襲が、

してその臨時指図その口の右方米半程の所まで来た。先生のお話のような形にいたさず、つまり同じ原子力基本法に基づいてつくられた原子炉等規制法におけるような定義のしかたでなくて、あえて「ウラン鉱及びトリウム鉱をいう。」というふうにいたしましたのは、当時のことは、私は知りません。が……。

○田中(武)委員　あなたは、理由を二点あげたから……。

○村田政府委員　そういうことじゃないかと思っております。法律技術的には、私専門でないののでよくわかりません。

○田中武^二委員 お聞きのように、同じ原子力基本法から出てきた二つの法律なんです。しかも、これは原子力基本法を通じての一貫した一つの法体系の中にあつて、用語の定義が尊うということ、このことは少し法制局と議論をしたと思います。

この法律制定のときに、そういう議論があつたの
 かなかつたのか知りませんが、私は、やはり基本
 法にのつとてやる限りは、基本法の定義を受け
 て書くべきじゃないか、そう思うのですが、まづ
 こういうことになるならあらかじめ法制局を呼ん
 でおつたのですが、なんでしたら、法制局を呼ん
 でいただいてもいいし、次の機会に譲つてもけつ
 ちです。

○原委員長　またこの次の委員会でやりますから
そのとき呼んできます。

○田中(武)委員 この第四条の一処分、手続その他の行為の効力」ということで、「土地の所有者、鉱業権者、租鉱権者又は関係人の承継人に對しても、その効力を有する。」というふうになつております。これは民法の相続からいって——これは民法の特例をなすものですか。特にこういう四條を設けた理由いかん。

○村田政府委員　法律技術的にこうであらうという明確な御答弁は、私からはできませんが、私の考えでは、民法にございます同じようなこの規定を特にここに書きましたのは、先ほど私申しましたように、これが臨時措置法で特に強制的な問題を含んでおります、土地の所有者あるいは建築権者に対してまして、そういう点から、特にこの両方をここに規定いたしましたものではなからうかと、これは私の解釈でございますが、考えております。

○田中(武)委員 臨時措置法だから、ことにこれはある種の強い措置を含めた法律であるから、特に書いたのだ、そういう御答弁であります、これも臨時措置法の場合は、こういう立法例をいま

までとつておるのかどうか。民法で當然のことであるならば、それでいいのじゃないか。こゝも考へます。「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」、これではいかぬから「人は殺すべからず。人を殺したる者は」と書かなうぢやいかぬというのと同じじゃないですか、わかり切つた原則の上に、なおかつそのことをうかづかうということは、いかがですか。これも法制局ですか。

○村田政府委員　ただいまの御質問に対して明確なる御答弁をいたしかねますので、調べまして後ほど御答弁申し上げます。

○田中(武)委員　これもそれじゃあと回しといふことで、そこでこの法律には、これの探鉱をするものは地質調査所と燃料公社であるとはうたつていませんが、それだけになりますね。したがって

ここに通商産業大臣とあるのは、地質調査所がやる場合であり、燃料公社の場合は公社ということ

はが供である。それ以外のものはこの法律に
る探鉱はできない。そして手続も通商産業大臣が
やる場合はそのまま、公社がやる場合は科学技
術庁長官の承認を必要とする。科学技術庁長官は
その承認を与える場合は通商産業大臣と協議する
こというたてまえの規定が何力所かにありますね
それでいいんですか。ということは、本法は鉱業
と探鉱の区別が、通商産業大臣と科学技術

そこで通産大臣というのを、主管大臣として、その主管大臣がやる場合は、その主管大臣である科学技術庁長官の承認を必要とする、そして承認を与えるときには通産大臣と協議する、こういうタイプになっておるのですね。それでいいんですね。

○村田政府委員 ウランも鉱業法に定める法定鉱物の一つでございます。広くはその鉱業法にかか
るものであります。特にその開発を促進するとい
う立場だけでこの臨時措置法を設けてあるわけ
でございますから、ただいま先生のお話のとおり
でございます。

○田中(武)委員 そうだと思つてゐます。そうい

タイプの規定が何か所かあつて、そうして今度はそのあとを受けて六条、鉱業権者もしくは租鉱権者は正当な理由がなければ立ち入りを拒んではならない云々。それをやった場合には罰則がある。第七条においては、植物等の伐採がうたわれてゐる、こういう点において、いわゆるこの法律によつて与えられた権利の乱用、こういうことが考えられるのですが、そのことについてどのような配慮がなされていますか。

○村田政府委員 そのような措置法の乱用が行なわれることは望ましくないことではありますので、この措置法に定めました他人の土地への立ち入り等とかあるいは植物の伐採とか鉱石の採取とか、そういうことを実際に行ないますにあたりましては、科学技術庁長官の承認を受けて、みだりに他人への権利義務を侵害するものではない、国の目的を達

行する上にこれは必要なものであるかどうか、そういうことを十分検討しまして、その承認を与えらる。その際にさらに鉱業法全般についての責任官庁でございます通産大臣とも協議いたしまして検討して、その点においてみだりに国民の権利義務を侵犯するものでないという見通し並びに国の目的にこれは沿うものである、ぜひやらせなければならぬものであるという判断を加えて初めて実施できるようにさせてある、そのように考えております。

○田中(武)委員 法のたてまえを言っているんじゃないのです。実際の場において、往々にして権利乱用があり得るわけなんです。そういう実際の場においてはどのような配慮がなされておるか。

○村田政府委員 この措置法が制定されて約十年に相なるわけですが、実際にこの措置法に基づいてこの権利を行使したという事実はなくまいてござります。これは実際に鉱業権者あるいは租鉱権者等と協議いたしまして際して、この法律がございますことが重要な意味を持ちまして、これまで原子燃料公社と土地の所有者あるいは鉱業権者との話し合いを円滑に進めさせる原因になっております。少なくとも今日までは、この法律を発動しまして実際にこの権利を行使したという事実はございません。したがって、ただいまのようなことで、科学技術庁長官が承認を与えるに付いてどのような検討を行なったか、あるいは通産大臣とどのような協議を行なったか、あるいは、理念的に申し上げたわけがございまして、現実の事例はまだ起こっておりません。

○田中(武)委員 そうしてその次に今度は、強制的に土地の使用、取用の規定が並ぶわけですね。その場合には、最終的には土地調整委員会の裁定ということになるわけですね。

そこで土地調整委員会の委員長にお伺いしますが、その裁定を下す場合にいわゆる補償金額、そういうものの基準はどうしてするのか、あるいはその地域、期間等はできるだけ最小限度にとど

むべきだと思つていますが、そういうようなことに對しては土地調整委員会はどのような配慮をし、それから補償を決定する場合にいはかなる基準をもつてきめておられるのか。その前に、そのことによる使用あるいは取用等について裁定をしたことがあるのかないのかというところ聞かなければならぬと思つていますが、いま言ったようなことについてひとつ土地調整委員会から――あまり土地調整委員会というのは国会に来て質問に答えるようなことではないので、商工委員会でも来てもらつたことではないのだが、きょうは特に少し議論してみたいと思つております。いかがです。

○大山説明員 委員長はちよつと所用がございまして参れませんので、事務局長の私がかわりに参りました。

ただいまの問題、核原料物質開発促進臨時措置法に基づきます土地の使用、取用というもののにつきましても、この法律がございまして以来、一度土地調整委員会のほうに原子燃料公社のほうから、あるいは場合によつては土地使用者をお願いするようになるかもしれない話、これは昭和三十三年、三十四年、あるいは記憶違いがあるかもしれませんが、そのころ一度ございましてたけれども、結局現地のほうで円満に解決がついたということ出てきておりますので、該当事案は一度もないような形になっております。

○田中(武)委員 じゃ、あつた場合を仮定して、そういう裁定を下す場合の配慮。

○大山説明員 これはたしか法律でもって使用の期間は一年以内ということになっておりますので、土地調整委員会として、使用の場合は法律の一年というものにやはり縛られまして、その中なるべく短期間ということば条件づけられると思ひますけれども、具体的にその行使をするのにどのくらいの期間がかかるかということについては、実は一年でもって足りるのかどうかということについては、法律制定當時にもだぶ疑問がござい

ましたけれども、やはり一年ということになっておりますので、使用の場合は、期間は非常に短縮

せざるを得ないだろうというふうには考えております。ただ、公社なりあるいは地質調査所あたりでやられる調査に必要な期間というものはやはりあるんじゃないか、それもなるべく短縮した期間でやりたい。

それから補償につきましても、どの程度の補償額を考へるかというところは、これはやはり土地取用法の原則につきましても、近傍類地の地価あるいは通常生ずべき損失というものは加味しなければいけないであらうということ、これにつきましても、最近法律が変更をしまして、土地調整委員会は土地調整委員会の範囲からはずれてまいりました。傾向がどうございますけれども、当時におきましては、土地取用法のうち、鉱業法に基づいて土地取用委員会が取用の裁決をした場合は、その補償の額についても土地調整委員会が裁定をするという事になっておりました。補償額については相当研究しておりましたので、そういう資料に基づいてやれるのではないかと、こういう考え方を持っております。大体土地取用法と同じ線で行けるのではないかとと思ひます。

○田中(武)委員 その裁定に不服の場合の訴訟といたうことが第二十三条にうたつてある。これはまず裁決の「通知を受けた日から六十日以内」、こううたつてあるのですが、土地調整委員会設置法の四十九条には、裁定書の「正本が到達した日から」とある。これは「通知を受けた日から六十日」というのですが、これは一緒ですか。いわゆる裁定書正本到達の日からと解釈していいんですか。

○大山説明員 大体同じと思つております。

○田中(武)委員 それから、土地調整委員会設置法の五十条には、裁定に対して訴訟を提起することとができる。それは裁定の範囲全体でありまう。ところが、この法律は、補償金額の不足の場合、不服の場合のみとなつています。土地調整委員会の裁定に対して不服の訴訟の場合は、たとえば使用地域、あるいは使用の期間が、補償金以外にあるわけですね。ところが土地調整法の五十条

と違つた規定をここで置いて、特に補償金だけにとどめたのはどういふ特別の理由があるのですか。

○大山説明員 土地調整委員会設置法五十条のほうの規定は、これはどちらかと申しますと行政不服審査法改正のときに入れました規定でございまして、土地調整委員会の裁定について、普通で言うと、これは取用裁決でございまして、これは行政処分でございますから、これに対しては異議の申し立てができる、まづ訴訟へいけるんだという意味でこれを加へまして、だから結局、補償額以外について土地調整委員会の裁決に不服のある場合、たとえば土地の範囲とか、使用の期間あたりについて不服のある場合は、まづ訴訟へいってください、こういうことをきめてまして、ただ行政事件訴訟法のほうで、それは行政事件訴訟法の中のいわゆる抗告訴訟の形になっております。それからこの臨時措置法のほうは補償金額の問題なんで、行政事件訴訟法のほうは当事者訴訟という形になっております。訴訟形態が違ひますので、別に書かれていましてそれは統合しなかつた、こういうことだと思ひます。

○田中(武)委員 訴訟形態が違ひ。しかし、土地調整委員会の裁定に対しては、その全項目に対して不服の訴訟が起されて当然なんです。それでしよ。ところがこの場合は補償金額のみに限定してある。それじゃ、この法律による土地調整委員会の裁定なるものは補償金額のみかといへば、それじゃないのです。使用、取用の土地の区域、あるいはその期間、時期等についても裁定せられるのです。ただ多くの場合は、補償金に対する不服だろと思ひますが、もちろんこの法律では、一部を使用あるいは取用せられたために他の残地が使用不能の場合は、それを全部を対象にしてくれということができる。それとかなんとかいう規定はあります。ありますが、しかし土地調整委員会が下した裁定の内容は、土地の区域とか時期とか期間をも含めてやられるのです。そのうちのいふ補償金にのみ訴訟を許したということ、これはどういふことですか。憲法違反じゃありません

か。まあ違憲論はまたあらためてやりましょう。

○大山説明員 これは先ほど私の御説明がちょっと至らなかつたと思ひますけれども、臨時措置法の四十一條の訴訟の規定は前からございまして、これは補償金額につきましては、土地収用法と同じように、行政訴訟のほうで申します当事者訴訟にすると、行政訴訟のほうで申します、結局不服金額については、その裁決をした土地調整委員会を被告にしないで、公社もしくはそういうものを被告としてやるといふ規定でございまして、それから土地調整委員会が核原料物質開発促進臨時措置法に基づきまして裁決した場合、これは行政訴訟の道、行政不服審査の道はなくて、まっすぐ訴訟にいく形になっております。これは行政処分を取り消しの訴えというので、この部分につきましては、土地調整委員会が被告となりまして、訴訟にいける。その訴訟形態のときは、被告を交えるという形でこれができておると思ひます。訴訟には両方ともいけることになっております。

○田中(武)委員 いやいや、この四十一條はこれこれを被告とするという書き方なんです、その訴えの内容は租税料だとか補償金のみに限定してあります。これはおかしいじゃないかと云つています。一般の場合は裁定の全項目にわたつて訴訟の対象になるものでしょう。ならないのですか。それは金額以外のことはどうするのですか。

○大山説明員 非常に説明がへたでございまして、土地収用法の場合にも、土地収用委員会が裁決をした場合に、補償額だけについては当事者訴訟という形で、これは起業者を被告として訴えにのこす。この場合は別途行政不服審査の道も開かれておりますけれども、訴訟の道も開かれておりまして、収用委員会が裁決しましたものの土地収用の範囲とか、使用の期間、あるいは収用の範囲というのにつきましては、これは訴訟を起す場合その道は封じられてない。ただこれは収用委員会を被告としての訴訟の道が開かれておる。それは別に法律にははつきり書いてございまして、土地収用法のところと同じ書き方をし

おる、こういうふうには私は理解しております。

○田中(武)委員 いや、この規定は、金額に不服の場合に土地調整委員会が被告じゃなく、相手じゃなく、国または公社を相手としてやりなさい、そのほかのものは土地調整委員会を相手としてやりなさい、こういうふうに読むのですか。

○大山説明員 そういふふうに理解してあります。

○田中(武)委員 これは土地収用法もそうであるといふだけでは納得できかねるのですが、裁定を土地調整委員会がやつた金額だけはその相手方に要求する。その他のことは土地調整委員会を相手として行なうのだ。その辺、土地収用法がそうだから、これもそれでいいといふことは、問ひをもつて問ひに答えることであつて、そういうことがはたしていいのか悪いのか、根本的にひとつ考えてみましよう。どうなんでしょう。

○大山説明員 この問題につきましては、確かに田中先生のおっしゃるような疑問点がございまして、実は行政事件訴訟法の前の行政事件訴訟特例法、あれの改正のときに、その前は、土地調整委員会は鉱業法に基づきまして土地の使用、収用の裁決につきましては、収用金額についても土地調整委員会が裁決できるのだという規定がございまして、それがその改正のときに省かれました。そのときに土地調整委員会が非常に抵抗を示しまして、当時の法務省とすいぶん折衝いたしまして、法制局のほうに行きましてが、前にも規定がございましたが、農林省もその点は当事者訴訟にすることが折れて、土地調整委員会だけががらばるのにおかしいじゃないかといふおしかりを受けまして、委員会としてもおりましたところとございまして、土地調整委員会としては、当時から自分のした裁決につきましては最後まで責任を持って、補償額についても自分が被告になつてもいいじゃないかといふ考え方を持っておりまして、一般にそういう訴訟制度というのは法務省のほうで認められたい。民事局のほうでそういうのは認めるわけにはいかぬ、こういう線

で、おりましたような経過がございまして。一応それだけ申し上げておきます。

○田中(武)委員 いや、法務省がどうであるとか、土調法には訴訟に対する法務大臣との関係なんか何か書いてあつたと思ふんですが、そういう規定もあると思ふのですが、そのときの経過をいまい言われたのですが、もう少しあとでこれは聞かしていただきたいと思います。私はこの点、ちょっとおかしいのじゃないか、こう思ふので、ひとつ研究課題にしてみたい。調整委員会、よろしいか。法務省に気がねするとか、法制局がどうだといふことなしに、さつぱらにその経過なり交渉なりをい

○大山説明員 資料で出してもらいたい。この点は、土地収用委員会と同じようなことをやる。だから一方がおりたから、こちらもおきねばならないといふことは私はちよつとおかしいんじゃないかと考へるわけなんです。これは委員長、いま言つておられるようにひとつ経過を出してもらつて一べん検討してみないと、これは大げさに言ふならば、憲法の関係まで出てくるのじゃないか、そこまでは議論は発展せぬとしても、こじつければできぬことはない。ひとつ研究課題にしたいと思ひます。

○原委員長 では、次会までに検討していただいて、またおいでいただくようにいたしますから、そのつもりでお願いします。

○田中(武)委員 それからこの法律の改正点の一つですが、いままでの地下資源開発審議会を鉱業審議会に変えるといふのは、通産省設置法がどうか、そういうのが変わったからですか。それはどういふわけなんです。

○村田政府委員 そのとおりでございまして。

○田中(武)委員 通産省設置法の二十五條に附属機関として何と審議会といふのが書いてあります。それがいつ地下資源開発審議会から鉱業審議会に変わったのですか。

○村田政府委員 三十七年四月の通産省設置法の改正において、地下資源開発審議会が新たに鉱業審議会といふふうになりまして、それで変えてあります。

○田中(武)委員 それはおかしいじゃないですか。三十七年にそういうふうに通産省設置法で変わったのなら、もう地下資源審議会といふのはなくなつたのでしょ。なくなつておるのが三十七年から四十一年の今日まで、法律の上に残つておるといふのはおかしいじゃないですか。これはそのときの立法上のミスじゃありませんか。そういうような場合は、附則か何かにつけてきて全部変えるのが普通じゃないですか。いまここでこの法律の改正が出たからこの機会にといふことですが、かりにそれでなかつたらいつまでほつておくのです。

これはむしろ設置法改正のときに、あらゆる法律にそういうことが出ておるのは、何々法の何々、何々のこれこれこれこれと読みかえる。こういうことを附則でやるべきなんです。やつていなかったといふことは、これは通産省設置法を変えるときにミスであつたのか、そのときに自分のところにもそういうものの関連の規定があるといふことを気づかずしてそういうことを言わなかつた科学技術庁のミスかしらぬが、これは大きな立法上のミスです。認めますか。

○村田政府委員 御指摘のとおり、本来通産省設置法を改正したときに、その附則でこの臨時措置法を含め、地下資源開発審議会とありますのを、鉱業審議会と読みかえる規定が必要であつたらうと思ひます。その点、それがなされておられませんかでしたので、今回このように変えたい、こういうことであります。

○田中(武)委員 これはもうそう言へばそれで済むことですが、これは大きなミスですよ。一つの法律が変わつて、それに関連したものが直つてないといふこと、しかも、ありもしないものが三十七年以來この法律には書いてあるといふこと、当然設置法のときに検討すべきですよ。そういうことはどこの責任なんです。法制局か、通産省か、技術庁か。

○村田政府委員 関係いたしております省庁全体にわたる責任であらうと思ひます。

○田中(武)委員 科学技術庁はとも法律に弱いのだな。法律屋もあるわけだけれども、高文行政科を通った人がいま何人おるのだ。こんな法律の第一歩のミスをおきかたは、改訂にあたって初めて気がついたのか、それとも、その当時気がついておりましたが今日までほっておいたというなら、これまた問題です。どっちなんですか。

○村田政府委員 三十七年当時の事情を私にちよつとつまびらかにしないわけでありませうけれども、私の承知したところによりますと、昨年以來この臨時措置法の延長問題といつたしまして検討いたしましたときに、これも直さなくちゃいかぬというところであつたと記憶いたします。これは臨時措置法は廃止するにいたしましたけれども、いづれにいたしまして、経過措置につきまして新たな法律を提出する必要があるわけでございます。そういう意味で、廃止法案をつくるか、延長法案をつくるかといふことで検討いたしました際に出てまいりました問題である。私の承知しますところではそのように考へております。

○田中(武)委員 三十七年当時の局長がどうだったか、これはもう済んでしまつておるのだが、ともかくこれはためらふべきです。ありもしない審議会の名前が、四年も法律に残つておつたというやうなことは、たいしたことではないですが、しかしそのこと自体は法の權威から重大です。名前が違ふものを書いてあつたからといって、實際は鉱業審議会といふものであつたのだから、別に実質的にたいしたことではなかつたかしらぬが、立法上の形式論としては重大です。といつて三十七年当時の人を責めてもしかたがないのですが、これは一体どうしますか。だからいま直そうといふことだらうがね。少しあつて基本法以下の法律をつくつて、それから後にも、法律に弱いの、これを一べん全部洗い出してひっくり返したら相当な、先ほど私の指摘した定義の置き方等から、いろいろなものに食い違ひが出てくるのぢやないですか。大臣どうですか。お聞きのように、

科学技術庁は科学に強いかしらぬが、しかし設置法に権限をきめられ、そして、その上に立つて科学行政の調整機関としての役所、しかも時代の寵児原子力といふものに対して専管をしておる。もちろん発電所に関するところは通産省ですが、その法律が、ちよつと私にゆへ一時間ばかり見ただけで二点、三点欠点が出てくるやうなことで、本気で調べたらどういふことになるかわからぬでしよう。大臣、一べんこの法律全部洗い出して検討する必要がありますが、どうですか。私は、ほんとうのところ、これはもう次長も御承知のように、何にもなかつたのです。できることなら、忙しくてしようがないから、きようは質問やりたくないと言つた。もうだれもやらなければしょうがないからと思つて、テレビを見ながら一時間ばかり条文をちよつと目を通しただけで、これだけのミスを発見したのです。本気でやつたらえらいことになりませう。大臣どうですか。

○上原國務大臣 どうも仰せのとおりでございます。

○田中(武)委員 簡単に大臣に頭を下げられたら、それ以上言うことができないのだが、ともかくこれは鉱業法の特例として、たとえば三十八条あたりでも、租鉱権に関する特例で、鉱業法では五年のところをこは十年、こいういふやうにウランあるいはいゆる核原料物質の開発に特例を設けた、こいういふことで一応理解いたします。いままで私が指摘してきた点、あるいは疑問として残つた点については後日検討し、あるいは議論していきたい、こころ思つておるわけなんです。

○田中(武)委員 探鉱は地質調査所と燃料公社が行なう。そして租鉱権あるいは探鉱権、これは他のものが行なうわけですね。租鉱権の設定は公社がやるのか、探鉱したときに、それから探鉱はどこかにやらす、こいういふことです。

○村田政府委員 探鉱も含めまして核原料物質の開発——これは探鉱、さらにはその後の製錬まで入るわけですが——は、もちろん公社にも公社法によりましてやらせるやうにしてありますが、民間企業が行なうことを妨げておりません。しかし、この法律は、地質調査所並びに原子燃料公社をしてその開発を行なう、これを促進させるための法律でございますので、公社についてのみ租鉱権の設定等についてのこいういふ特例を規定したわけでございます。民間企業が行ないます場合は、もちろん通常の鉱業法によりまして行なわれるわけでありませう。

○田中(武)委員 この法律にちよつと目を通したときに、地質調査所と燃料公社のみに適用するとは書いてないですね。どこかに書いてあります。しかし、たゞまへはそうなつておる。そこで、そのことは、考えようによれば、ウラン等核原料物質の探鉱はこの二者でやる、民間がやつてはいけないうのはなからうかといふ解釈も出てくるが、こいういふ禁止はないですから、やれるのだ。やれるのだけれども、そのときには鉱業法でやる。この二者に対してのみ特別の特権を与える、こいう法律ですね。しかし、その中に、たとえば四十五条ですか、何か奨励金とかいふて、民間に金を出すやうな規定もありません。こいういふ規定も、それから賞金とかいふことも、含まれておる。そこで、この二者がやるのだが、民間がやつた場合には、奨励金を出すとやら、あるいは賞金を出す場合がある、こいういふやうに理解していいですね。

それから、先ほど二つのみに適用するといふことだつたが、私、附則を見なかつたけれども、附則がどこかに書いてあるのですか。法律からは当然、通産省と燃料公社といふことで、そつと読めるのですが、附則にも書いてないでしやう。

○村田政府委員 法の第三条あるいは第五條等におきまして、「通産省大臣又は原子燃料公社は」云々といふやうに、はつきり規定しております。

○田中(武)委員 いや、その三条の探鉱計画、五條その他で、「通産大臣又は公社」と、こいうあるから、私が言つてゐるやうに、法律の内容から見れば、この二者しかこれは適用ないといふことがわかる。しかし、まず前提として、この二者が探

鉱する場合に適用する法律であるといふことは、うたつてないですね、こう言つておるのです。その根拠は、法律の内容の個々の条文から、「通産省大臣又は公社」といふことが何回か出てくるから、くみ取れるわけなんです。しかし、その前提はうたつてないが、實際は通産省大臣または公社しか適用ないやうに書いてあるのだからね。しかし、読み方によつて、いま言つたやうに、それでは第三者の探鉱は禁止しておるのか禁じてないのか。禁止規定がないからやれるのだ、やる場合はもとの鉱業法の適用を受けてやるのだ、これは当然出てくる解釈ですが、そうなんですね。その場合、いづゆる最初の目的に、原子力基本法に基づいてこれこれをするを目的とするといふあたりに、地質調査所あるいは通産省でもよろしいですが、通産大臣または公社が行なうときに、探鉱あるいは開発を行なうことに對する特例であるといふやうに目的にうたう必要はありませんか。もしそれであらうならば、「通産大臣又は公社」といふやうなことをあらゆるところに出して、こいう必要もない。立法上の技術として、そのほうがスマートではなからうか、しかも、そのほうが解釈的明確に行なわれるのではなからうか、こう考へるのですが、これも技術的には容弁できなくて、法制局とやりましようか。

○村田政府委員 この法の第一条でこの法の目的を掲げておるわけですが、この目的は「核原料物質の開発を促進する」といふことにあるわけでございます。ここの根拠法になつておる基本法にもございまして、ここの根拠法としての開発が促進されてしかるべきであるわけでありませう。しかし、特に国として、国の目的から、地質調査所及び原子燃料公社につきましては、以下に述べた第五條その他における業務を、特例法を設けておるものといふことで、ここのやうな法体系でできているものと私理解しております。

○田中(武)委員 いやいや、そうではなくて、法律の第一条をばつと読んだら、この法律は何が目的かといふことがわかるのが普通ですよ。これだ

けでは、探鉱をする場合に、この特例法の適用を受けるのは、地質調査所と燃料公社だけだということ、この各条文の頭を読んで、初めて理解できる、総括的にほかのものには適用しないのですから。だから、目的のところとかで、ほんとにうたうのがスマートではなかったか、こういうのです。——まあ、よろしい。法律の点はまだありますが、この次ひとつ法務局を呼んでもらいます。

最後に、といっても、きょうの最後ですよ、この法案の審議の最後じゃありません。ちよつと方面を変えて、一言だけ聞いておきたいのです。

たしか今度の科学技術庁の予算の中に、海底調査船が何かを建造する予算がついておったと思いますが、この海底調査船というのは、どういふもので、潜水艦と比べれば、軍艦じゃありませんと答えられるだろうが、潜水艦とはどう違うのか、あるいは海底調査船がいわゆる原子力潜水艦の研究につながるのか、その点どうですか。

○上原国務大臣 海底調査船は、船といえるかどうかからぬぐらいのものなのです。船のようなかっこうをしておるといふことで、目的は、海の底深く沈んで、底とまわりとを調査するということなんでして、動くことは動くのですが、あまり早く動かない。つまり何といふか、それに母船が要る、つり下げる、こういうようなものでして、一人で動けるものではないので、船といえるかどうかはむずかしいくらいなものなのです。船のかっこうをしていますから、海底調査船、こういうことなんでございまして、潜水艦にはならないものなのです。

○田中(武)委員 いま一つの国民の警戒しているといふことは、危険していることは、何回も政府は、自衛隊は核武装はいたしません、こう言っておる。ところが、だれかが言ったんですね。現在の日本の原子力の開発というか、研究開発の状態においては、核兵器は持っているんだ、つくることができるんだ、しかし、憲法とか自衛隊法の関係で持たないんだ、あるいは原子力基本法もそうです

ね。そういうように、持つ實力はあるのだが、憲法とか自衛隊法とかあるいは原子力基本法——自衛隊法はどうかと思いますが、何かそういう議論がありましたね。そういうことに関連して、海底調査船といふのは、やはり原子力潜水艦のはしりではなからうか、あるいは原子力潜水艦を研究する前提ではなからうか、水の中をぐるぐるのは、一緒です。ただ、それが何万海里動くのと、何百メートルか何千メートルか、そこが違ふ、あるいはガラスと鉄板と違うというふうなことはあるとしても、そういう危惧があると思うのです。それを払拭するための措置といふか、PRといふか、そういうものは必要ではなからうかと思ふのです。これは、長官、必要だと思ふのです。

○上原国務大臣 私が承知する限りは、そういう疑念は全然ないのでございすけれども、世間一般に、あるいは議員の皆さま方に、そういう御疑念があると思ふれば、それを一べん見ていただくのが一番早いんじゃないかと思ふます。そうすれば、一べんに解明するのじゃないかと思ふのであります。船とは名ばかりで、船といふかどうかわからぬものなのです。もちろん、原子力などはどこにも使ひようのないものなのでして、原子炉などは積みようもないのです。いま官房長が言っておりますけれども、三億円しかかからないので、とにかくどうにも試験も実験もできるようなものではない。この船は、ただ海底深くもぐって調査するといふことのためだけのものなのです。

○村田政府委員 先ほど田中先生から御質問がございまして、検討事項になっておる項目が一、二あるわけにございす。その中で、核原料物質の定義が、基本法第三条第三号によりまして定義と、この臨時措置法における定義とが違つておる、基本法に根拠を置くこの措置法での定義が、どうしてこのように別に違つた形で定義されておるのか、こういう御質問であつたわけにございす。従来、いろいろ出ておりましたように、臨時措置法は、基本法に基づく法律であると同時に、鉱業

法の特例法であるという性格を持つておるわけにあります。ところで、鉱業法のほうでは、定義の中で、たしか鉱業法の第三条と思ひますが、その中で核原料物質としてはウラン鉱とトリウム鉱の二つだけしか定義されておらない。その他政令で定めるものという形が入つておる。

そこで、探鉱であるとか、採鉱であるとか、その仕事の内容は、鉱業法に定める鉱業に類似する行為を行なう、それを対象としたものでございすから、同法の趣旨からも、一応この法における原料物質の定義は、ウラン鉱、トリウム鉱といふふうに定めるべきではなからうか、こう考えておる次第であります。

○田中(武)委員 私は、鉱業法の改正された時期と、この法律が制定された時期が一緒であるか、あるいはどつちが先であるか知りませんが、この定義だけは、鉱業法ができたときには、核原料物質といふようなものはおそろく考えられなかったと思ふのです。だから、この辺のところはどつちが早いのかといふこと、やはり原子力基本法を受けているんだから、原子力基本法第三条の中、これこれだ、あるいはその中で、鉱業法で定め、これこれといふような書き方をしてもいいが、私の疑問に思つてゐるのは、一貫した一つの法律の流れの中で、同じ用語が違つたことに使われてゐるといふこと、範圍が違ふ、そのことを指摘しておるわけにございす。

○村田政府委員 御質問の趣旨はよくわかつておるのでございす。どちらが先にできたかといふことですが、この臨時措置法は三十一年五月に制定されたのであります。鉱業法の中にウラン鉱及びトリウム鉱を法定鉱物として入れたのは、その前でございます。その入れました時期は、日にちははっきりいたしません。その前に、まず鉱業法のほうに法定鉱物として規定しまして、その後この臨時措置法ができた、こういう手順になつております。

かあとですか、その改正は基本法を受けて考えるべきであつたと思ふのです。だから、その辺のところは、一べん基本法は何年何月、これは何年何月、そして成立はいつだ。こういうような表でもつくつてみてくださう。

○村田政府委員 基本法は昭和三十年十二月でございす。この措置法よりも前でございます。鉱業法にウラン鉱、トリウム鉱を法定鉱物として入れたのは、その前と記憶いたしておられますが、はつきりした年月はちよつとここではわかりませんが、その点は後ほど調べまして、お答えいたします。

○田中(武)委員 これはここの議論でなしに、本職の商工委員会に戻つてなします。原子力基本法ができる前に、鉱業法を改正したんですが、その辺のところをひとつ資料としてととのえてください。こちらも検討します。

○岡委員 岡良一君。

○岡委員 時間もありませんから簡単に、ちよつと大臣も理事長もおられるから、一言二言お尋ねをしたい。

前々から委員会では、日本における核燃料サイクルの確立のためには、原料物質もまた燃料物質も民有化すべき段階ではないかといふことをたびたびいろいろな角度から申し上げておる。ところで、原料物質が閣議の了解で一応民有に移されたが、そのときにはただ天然ウランだけを民有に移すといふことであつたのか、まだ何かほかの付帯的な閣議決定事項があつたのか、そしてそれはいつごろでございすか。

○村田政府委員 天然ウランの所有を民間に認めることを閣議で了解いたしましたのは昭和三十六年の九月でございす。

○岡委員 そうすると、私も実は法律には非常に弱いほうなのですが、この原子燃料公社法によると、「原子燃料公社は、原子力基本法に基づき、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に」云々と規定してある。それでその業務として第十九条には

科学技術振興対策特別委員会議録第七号 昭和四十一年三月十日

用物質の軍事利用への転用防止という点にござい
ます限り、このような嚴重な保障措置下に置かれ
ておりますが国の濃縮ウラン、プルトニウムと
いった原料が軍事目的に転用されることはあり得
ないことだというふうに考えておられます。

○岡委員 ほか、別に村田局長から訓辭を聞い
ているわけではない。ただ物質的条件があるかな
いかということをお聞きしておる。これは今井理事
もおられるから、私が申し上げるまでもないが、
プルトニウムもない、濃縮設備もない、まず何も
ないですね。もちろん動力炉にしたら、それは
アメリカも、ソビエトも、イギリスも、何も初
めから発電用につくろうとしたのではない。これ
は御存じのとおり、原爆の材料であるプルトニウ
ムをつくらうとして始めたのだ。だから技術的に
は、その能力というものはある程度まで追跡され
る。しかしつくりだした原料はないのだし、
大体こんな狭いところで実験する場所もないはず
です。大体、国会がしてはならないという決議を
しておることだし、日米の協力協定にしたってこ
れは放棄しなければならぬことだし、国際原
子力機関からも脱退しなければならぬ。部分的
核停からも脱退しなければならぬ。いろいろ
な条件でできつこないことはわかっておるのだけ
れども、ただ、外務当局が日本は核保有の能力が
ある——可能性があると言っているのだから、能力
があるというふうなことを言っているのに黙って
おられるというところは、やはり原子力委員会とし
ては少し不見識じゃないか。こういう点ははつき
りけじめをつけて、君のほうで能力があると言っ
ているが、ないのだぞというのをはつきり言わ
なければ、外国のある新聞は、日本は核保有の能
力があるなどというふうなことをよけい重点的にと
らえておる、そういう印象を彼らは受け取って
おるというところは、それは聞いておる。そうすれ
ばやはり原子力基本法に立つて平和目的利用のため
に原子力の研究開発を促進するといふ、いわば基本
法の守護神でなければならぬ原子力委員会なり原
子力委員長は、外務省に対して、そういう見解の

不謹慎さなり、あるいはまたそういう早計な発言
に対しては嚴重にたしなめなければいかぬ。黙っ
て傍観しておる必要は私はないと思う。どうな
るんですか。

○上原国務大臣 この能力が頭脳ということに
なつてくると、私はないとは言えないと思うので
す。おっしゃる通りに、現時点ではどうもいいま
すぐに——すぐといったところで、三日や四日
なくとも、半年や一年で核兵器をつくれといわれ
たつて私はできないと思うけれども、日本人の能
力は、頭脳が核兵器を開発できない頭脳である、
いうことは私は言えないと思うのです。ですから
ないぞということもどうも力説できないと思つて
黙つておるわけなんです。いまやうな誤解
を与へることはどうかと思ひますけれども、日本
人には核兵器を開発する能力がないとは私にも思
えないのです。ただ、おっしゃる通りに、法律の
上でも、また世界的な制約の上でもできないこと
は確かなんでして、そういうことを力説する必要
もないし、頭脳の問題ならばできないと断る必要
もなかり、こう思つておるわけなんですけれ
ども……。

○岡委員 しかし、それじゃ答弁になつておらぬ
ので、日本人の頭脳はそういうものををつくる力
はあるだろうと私は言つておるのです。それは、
ま朝永さんのお話を聞く日本の科学的なポテン
シャルというものは大きいと思ふ。ただ、問題は
可能性があるかないかということではなくて、可能
性はあるが、いろいろな事情で持てゐるか持てない
か、そういうことをいま論議しているのじやなく
て、現時点において核保有の能力があるというよ
うな表現は、私は外務省は慎むべきだと思ふので
す。ところが、外務当局がそういう発言をして
おる。しかも、それが国際的に若干の反響を呼ん
でいる。お聞きなすれども、どうも正式な
原子力委員会なり委員長としては、外務省のそ
ういふ態度を無視したいわば外交辞令的な発言に
ついてはやはり厳に注意を喚起する必要がある
と思ふ。能力があるとか可能性があるとかという

問題じやなしに、能力があつてみたつて、プルト
ニウムもなければ、濃縮ウランもないところで何
ができませんか。何もできないという現状をあなた
方こそ把握しておるのだ。だから、そういう外務
当局の不謹慎な発言に対しては注意を喚起するの
が、原子力委員会の当然の責任だと私は思ふ。

○上原国務大臣 外務当局がそういうことを声明
しておるとおっしゃいますけれども、どうも正式
に声明したりしているのではなくて、そういう
ニュアンスのことを言つたものを新聞や雑誌が取
り上げていつてゐるのではないかと思はれるわけ
なんです。正式な発言として言われたものならば、
当然私も何とかが言わねばなるまいと思つてお
りますけれども、どうもそういう正式な発言では
ないように思ふので、いままで黙つておるわけな
んです。

○田川政府委員 ちょっと関連して申し上げま
すけれども、大臣の言われていることは、外国なん
かで日本に核兵器を開発する能力があるとか言つ
ておられるのは、新聞なんかの情報として取り上
げておられるのであります。それからそういう
ことに對してわれわれのほうで直接能力がないの
だということをはつきり言うことが一体いいのか
どうかということとは、慎重に検討する必要がある
のじやないかと思ひます。

それからもう一つ、国内でそういうような発言
をしてゐる者があるかどうかはわかりませんけれ
ども、何かテレビでどなたかが言われたというこ
とをちよつと聞きましたけれども、こういう問題に
ついては、政府の内部あるいはわれわれのほうの
党内の内部というところでも、もし何かそういう
うのような発言をしたとすれば、いま岡先生の言
われたように一般の誤解を招かないように私も
それをやらなければいかぬと思ふのです。ただ非
公式に新聞その他で興味本位の情報が出た、そ
ういふものに対して原子力委員会がまづこうから
それを打ち消すようになしたことをやることはたし
誤解を解消するかどうか、これは十分慎重にやら
なければならぬのじやないか、こういうふうに

大臣も思われているのじやないかと思ふのです。
○岡委員 二月十七日ですかの下田発言も、核保
有の能力——可能性とは言つてない、能力と新聞は
伝えておる。これは単に下田事務次官の発言だけ
じやない、新聞に伝えられただけじやない、昨年の
国連総会の第一委員会における松井代表の発言、
あるいは権名外務大臣の演説の中にも、私の読ん
だ限りではこのような印象を受け取るような表現
があつた。これは一べんあなたの方のほうもよく調
べてみて下さい。私ももう一度その演説原文その
ものを読んで、もしそういうことがあつたら、やは
りこれは対外的政策的な思惑的な問題として取り扱
わないで、原子力委員会としてはもつと科学的な
立場において、やはり外務省の発言に対しては注
意を喚起する必要があると思ふので、お互い
によくひとつ調べましょう。

もう一つこの際、これは特にこれまでにはし
ば私がこの委員会で申し上げておつたことなのだ
が、どうも原子力の問題、核の問題を外務省の何
も知らぬ者が政策的に取り扱つてゐるきらいがあ
る。もつと科学技術庁なり原子力委員会なりが原
子力外交については大きく発言権を持つて進めて
いくという方向にいかなければいかぬ。ただ外交の
窓口は外務省だといふ形式的な取り扱ひで、とも
すればあなたの方のいわば實際の衝に当たる方々の
意向が十分に相手方に伝はらないうらみがあつた
のではないか。その間に一つの壁があつた。この点
は、何とかその壁を越えてひとつ直接的にやつても
らわなければならぬといふ話を私はしばしば主張
しておつたわけだ。今度外務省の中に四月から軍
縮室というものが設けられる。これも私は、非常
にいいまいな、設置法も変えない変な存在だと思つ
てゐるのだが、それはここでの論議は別として、
おそろくここで取り扱う主目的は核拡散防止条約の
ジュネーブにおける軍縮委員会の米ソの提案から、
また最近ではアメリカの提案として、じゃあひとつ
おれのほうの大型の大陸間弾道弾というものを破壊し

題だと思っています。したがって、われわれのほう
 といしましては、いま岡先生が言われました

この二月の十七日でしたか、下田発言の内容、あるいは昨年の国連総会の第一委員会の松井代表の

で、こういったような問題については、これまでも私どもがしばしば言ってきたんだが、あまり外務省にまかせ過ぎないで、原子力委員会は設置法に基づいて意見を各省庁の長官を呼んで言うこともできるし、総理大臣に勧告もでき、かつその勧告

ないかと思うのです。田川次官は、新聞は興味本位にとらえた、こうおっしゃいますけれども、そういう思想で、この核の兵器の問題を取り扱ってもらったらいへんなことになると思うのです。

日本はたいへんなあやまちをおかすと思うのです
がね。大臣、次官がそういうやんわりした気持ち
で、一方の内外から相当関心を持って見られて
いる問題を興味本位に新聞がとらえたという、こ
んな考え方は思想としてもどうかと思うので、こ
れははっきりしてもらわなければいかぬ。

そこで私の聞きたいことは、核のかさの問題、
それから原子力兵器の持ち込みの問題をめぐりま
して、実に政府の態度はいまいことしてありま
す。外務委員会、予算委員会での質問に対する
答弁もあいまいですから私たちは非常に心配をす
るので、あなた方、特にお二人にそれについて強
い発言をしてこれをチェックしてもらわなければ
困る、こういうふうに岡先生のほうからいませ
望があったわけですね。特に核燃料物質の民有化の
問題から原爆をつくれという声は現実にあるので
す。つくつたらいじやないか、こういうような
声があるからしてそういう心配を持つのですが、
もう一回、大臣、そういうような観点に立つて強
く発言して、これは正式な発言をやっているの
ですから、それを科学技術庁の一番責任者である長
官がそういうゆるい考え方をしてもらっては私は
困ると思う。そういう点で決意を聞きたい。いま
の発言で私はどうも決意がゆるいと思う。やっぱ
りどこかアメリカに気がねするか、日本のそうい
う財界の意向に気がねするか、そうならざるを得
ない、足を引っぱっているものがあるからしてそ
ういふ発言になると思うのだが、その前段の理由
と強い発言をやってくれるかという、この二つに
ついて御答弁願いたい。

○上原国務大臣 原子力委員会としても科学技術
庁としても、核兵器を開発しようなどという
意思は毛頭ございませぬし、それから現在の力
では予算からいきましても機構からいきましても、
核兵器の開発などは思いもよらないことではござ
いまして、これはお答えする余地がないと思うく
らなんです。そして先ほど申し上げましたように、
日本人の能力を誇示するようなことをどこかで

言つたとして、そんな能力は、さつきも申し上げた
ようにそんな頭脳は日本人にはないということ
よりも力説しなければならぬ位置にもないと思
うのです。原子力委員長といたしまして、科学
技術庁長官としまして、私も原子力基本法
の定めに従い、予算の指示するところに従って全
力をあげて原子力の開発をやればいいので、それ
以上のことが出来るはずもなし、やるつもりもな
し、それから先のことは原子力委員長と科学技術
庁長官の関与する範囲じゃないと思つてゐるもの
ですから黙つてゐるわけなんですけれども、ここ
でまた強い発言をする位置にはないような気が
するから黙つてゐるわけなんです、おしかりを
受けて実は迷つてゐるわけでございます。

○田川政府委員 私の答弁に關することが御質問
に出ましたので、一言申し述べさせていただきます
と思ひますが、下田発言とか閣連の中で発言が
あったという点については私も詳しく見ており
ませんので、先ほど閣委員にも、そういう誤解を
受けるようなことばであるかどうかということ
をよく慎重に検討したいと思つてゐるのです、そ
ういふ意味で申し上げたわけですね。それから新聞などで言
われておることが往々にしてそういう興味本位に
言われることもあるので、そういうことを一々取
り上げていくことがはたして誤解を解くことにな
るかどうかわからないことが心配だという意味を申
上げたわけですね。

それから私もとしては、とにかく夢にも思わ
ないことでもありますから、そういう夢にも思わ
ないようなことを一部で言われたことが、それを
まっとうから反駁することではたして誤解を解
けるかどうかということが非常に心配でありまし
て、こういうことをやるかもしらぬ、ああいうこ
とをやるかもしらぬという御心配はよくわかりま
すけれども、私もとしてはそういうことは全然
夢にも思つておりませんので、この点はひとつ十
分御了承をいただきたいと思つております。
○三木(喜)委員 閣連ですからもう一言だけ言つ
ておきたいと思つてゐるのですが、インドの原子力委員

長バーバーさん、それからシャストリ首相、お二
人ともなくなりましたが、昨年會つて、核兵器の
問題、核兵器を開発する、原爆を開発する能力が
あるし、そういうことを国内からも言われてゐる、
しかしながら絶対にやりませんという強い発言が
外国人である私たちにもあつたわけなんです。こ
れはインドの良識がそうさせておるわけですね。日
本の良識は私は科学技術庁においてさせてもら
う必要があると思つてゐる。それでいま岡さんからの発言
になつたわけですね、いまだ大臣の御答弁
を聞きまして、田川次官の発言を聞きまして、
まだそういうことはあまり知らないとかあるいは
興味本位に書いておるから、そんなことを一つ一
つ取り上げておつてもだめだ、こういうような言
ひ方ですけれども、これは国の運命を決する問題
ですから、新聞だつて興味本位ではありませぬよ、
死にもの狂いで書いておるのです。私たちの党の
中でもこういう意見がいま非常に大きく出てきて
おるわけですね。あなたの自民党のほうでも起こつ
ておるじゃありませんか。その問題をあえてよけ
て通ろうとするところに問題があるということ
を私は言つておるわけですね。

それで、大臣、あなた、能力と頭脳と一緒にし
ておられるけれども、能力があるということとは、
村田局長が言つたずつと条件がそろつてゐる能力
ですよ。金も何もかもみんなそろつてゐる能力で
す。これは文教でよくやかましく言うのですが、
学力とそれから知能と一緒にしてしまふことであ
ります。これは、能力というところになれば、から
だを動かすことも能力です。字を書くことも能力
です。絵をかくことも能力です。知能ということ
になれば頭の中にある問題だらうと思つてゐるの
です。そんなものだけ言つておつたら、日本人の頭脳は
たいへん進んでおりますが、そんなことを言つて
おるのではないのです。あなた、そんなこととす
りかえて話をされたらたいへんなことになる。そ
んなお話をなさるのなら、能力というものの分析
からしていかなければならぬ。

そこで、田川さんの言われた、夢にも思わぬこ
とを一方ばはん打ち上げるのだつたら、科学技
術庁はまなじりを決しておこつてもらつて当然だ
と思つてゐる。それをおこるに値しないことだ、
どうかかわらないことだというやうなとらえ方に
問題があるということをお私に言つておるので、幸
い岡先生の要請によつてこの問題はお互いに研究
して調査しよう、こういうことになつたんですけ
れども、そういううまいにやつてもらわなかつた
ら原子力基本法というものが泣きますよ。その上
に持つてきて――私は絶えず言つておるのですけ
れども、科学技術庁というものは、ほかのあらゆる
科学技術あるいは學術研究、こういうものを伸
ばす中心でなければならぬ。むしろ、誤解を生
むかもしらぬけれども、あらゆる研究機関を掌握
するくらい力を持たなければならぬ。特に原
子力というやうな、こういう近代の科学を駆使し
た重要な問題に日本は取り組んでおるのですから、
原子力委員長、科学技術庁長官というものの位置
を非常に高めなければならぬ、私はいまその機会
だと思つてゐる。十年に十人委員長がかわつた
り、あるいは大臣がかわるやうなことでは伴食大
臣ということになつてしまひます。上原さんはそ
ういふ能力があるのですから、そういう意見を
持つておられるのですから、あなた個人の事業に
おかれても非常にりっぱな事業をなされておるの
ですから、その事業に対する意見を国のほうにも
及ぼして、ひとつこの際まなじりを決してやつて
ください。

このことをお願いしておいて、以下の問題は次
會に岡先生に就いてやりたいと思ひます。
○原委員長 今井参考人には本日はどうもありが
とうございました。
本日はこの程度にとどめ、次會は来たる三月十
六日午後一時理事会、一時三十分より委員会を開
くこととし、これにて散會いたします。
午後一時十七分散會

二二六とこ

232

五三二型

ウラン

九一四 これは

これに

一〇四七 震地

地震

一四二〇問違

問違

二四二 上げたい

上げた

一四三末四機械

機関

一五 四 一四 なれる

なる

